

令和 3 年 11 月 2 日	第 82 回社会保障審議会医療部会	参考資料 1 - 1
-----------------	-------------------	------------

第 145 回社会保障審議会医療保険部会 (令和 3 年 9 月 22 日)

各委員の発言要旨（「令和 4 年度診療報酬改定
の基本方針について」関係）

<全体について>

- ・ 前回改定に新興感染症等に対応できる医療提供体制の構築を追加することについて特に異論はない。
- ・ 改定の基本認識や視点に関して案に特段の異論はない。

<改定に当たっての基本認識>

(全体について)

- ・ 2ページの基本認識に掲げられている例示について、特に違和感はない。
- ・ 人生100年時代の健康長寿や、国民が安心して任せられる医療の確保、持続可能な社会保障制度との連携は重要。

(新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症等に対応できる医療提供体制の構築)

- ・ 新型コロナウイルスのために、大変な苦難にあって腐心をされている医療の現場への配慮を特に考えるべきではないか。
- ・ 今回特に重要なことは、新型コロナウイルス感染症への対応を含めた医療提供体制をどう構築し、その体制を保つかだと思う。
- ・ ここは単に「医療提供体制の構築」という表現にとどめるのではなく、この例の文言の中に、「効果的な入院医療体制の強化」や「安全・安心な外来医療体制の構築」といった文言を加えていただきたい。
- ・ 基本認識の中で、より危機感の高い表現を用いるべきではないか。

(患者・国民に身近で、どこに住んでいても適切な医療を安心して受けられる社会の実現、医師等の働き方改革の推進)

- ・ 全国的に見て地域医療の確保がとても大事な時代。地域医療の確保に努力されている医療機関への配慮も検討が必要ではないか。
- ・ 3つ目の欄に「患者・国民に身近で」とあるが、患者とそれを支える人々というような視点を盛り込んでいただきたい。

(社会保障制度の安定性・持続可能性の確保、経済・財政との調和)

- ・ コロナ禍において大変難しい改定となることは間違いない一方、高齢化の進行や現役世代の減少といった趨勢を踏まえれば、引き続き「社会保障制度の安定性・持続可能性の確保、経済・財政との調和」は重要な点である。
- ・ 厳しい財政状況、企業業績や雇用情勢の悪化などを踏まえ、危機に直面している現状

を国民全体と共有するような表現を用いてはどうか。

(その他)

- ・ コロナで非接触性が重視され、また、移動の負担を減らしながら患者のケアをするという意味からも、オンラインでの医学的・医療的な対応が重視される時代に向かっていくと感じる。こういったことにも配慮いただきたい。
- ・ 診療報酬制度の在り方そのものについて議論すべき時期に来ているのではないか。

<改定の基本的視点と具体的方向性>

(全体について)

- ・ 基本的な視点については全体的に了解できる。
- ・ これまでの改定の視点をベースにして、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症等に対応できる医療提供体制の構築という視点を追加することについて賛成。

(新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症等に対応できる医療提供体制を構築する視点)

- ・ 診療報酬体系の中でもコロナ治療に当たる病院に対する措置を継続していただきたい。地域の中核病院は、コロナ治療のみならず、そのほかの一般医療を並行してやっていかなければならず、負担がかかっている。十分な配慮がないと、第6波や新しい感染症などに耐えられないおそれがある。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する診療報酬上の特例的な対応については、効果検証が今後必要。
- ・ 今般のコロナ禍の対応を通じて、機能分化、連携や医療機能の集約が不十分であるということが顕在化しており、これは、我が国の医療提供体制の構造改革を要する大きな課題。診療報酬だけで動くものではないが、国民の安心・安全の確保のために効果的な形で医療機能の分化・連携、あるいは集約化を進めることも一つの方策であると考えられる。
- ・ 入院医療の機能分化・強化、連携のさらなる推進や国民・患者が自らに合ったかかりつけ医を選べるようにするためにかかりつけ機能の強化について、これを新型コロナ対応も踏まえた1つ目の項目のほうに記載する形にしていただきたい。
- ・ このコロナ禍でかかりつけ医の役割が改めて見直されて、その重要性が国民の間で認識できた。
- ・ 平時から人員配置にある程度の余裕がないと緊急時に対応できない。そのような方向性を示すべきだと考える。また、一般の医療機関や地域の介護施設等も含めて、地域における感染管理の水準の底上げを図る必要がある。
- ・ 感染拡大時を含めて、必要なときに必要な医療を受けられる体制を構築するというの

が基本。そのためには、感染拡大を考慮した地域医療構想の再検討が基本になる一方、日本全体の医療提供体制の改革につながる診療報酬改定を検討していく必要があると思っている。

- ・ 医療提供体制については、累次の感染拡大局面において十分な受入体制が整わないなど、その機能不全、脆弱は明らかになったと思うので、適切な医療提供体制の再構築がなされることを期待して支持したいと思う。
- ・ 診療所における感染防御に対しての施策がまだ十分ではないので、その辺りも力を入れていただきたい。
- ・ 感染対策について、歯科は基本診療料で主に評価されている。令和2年の改定で見直しがされたが、まだまだ不十分であると考えている。歯科に関しては、個人立の医療機関が多く、経営体力が非常に乏しく、現状では良質な歯科医療提供体制の維持に関して極めて困難な状況が想定される。実情を鑑みて御検討いただきたい。

(医療従事者の負担を軽減し、医師等の働き方改革を推進する視点)

- ・ 医師から看護師へのタスクシフト・タスクシェアと同時に、看護師から看護補助者等へのタスクシフト・タスクシェアを進める必要がある。看護補助者の確保・定着に寄与する措置が必要と考えている。
- ・ 病床や医薬品、医療機器などの確保に加えて、それらを支える人材の確保まで含めた体制整備は不可欠。看護職員を含めて医療従事者全体の労働環境の改善につながる報酬改定としていくことが必要だと思う。

(医療機能の分化・強化、連携と地域包括ケアシステムの推進に関する視点)

- ・ 全ての人がかかりつけ医を持つにはどうしたらいいのかという視点で、効果的な施策の検討をお願いしたい。
- ・ 「外来機能の明確化・連携の推進」や「質の高い在宅医療・訪問看護の確保」が非常に重要。比較的高度な医療が必要な患者さんであっても地域で尊厳ある生活を継続できるよう、訪問看護ステーションの量的確保のみならず、機能を強化することや、医療機関・訪問看護ステーション・その他関係機関との間における情報連携、オンライン診療時の看護職によるオンライン指導などを推進する必要がある
- ・ 薬局・薬剤師が、地域包括ケアシステムの中でかかりつけ機能をより強化して、かかりつけ医をはじめとする他の職種と連携して、患者に対して一元的、継続的な服薬管理を行い、個別最適化した薬物治療を提供していくよう、取組を推進すべきと考える。

(患者・国民にとって身近であって、安心・安全で質の高い医療を実現する視点)

- ・ 感染症に対応可能な医療体制の構築とともに、人口、疾病構造の変化に対応して、患者のニーズに添った効率化・効果的な医療体制の構築を進めること。

- ・ 薬局・薬剤師業務について、対人業務をより充実して医薬品の適正使用をより進めしていくべきだと思うが、薬剤師の基本的で最も重要な業務の一つが医薬品の備蓄、管理、薬剤の加工、調製などの対物業務。医薬品の適正使用のためには対物業務を適切に実施することが重要で、その上で対人業務を推進していくべきと考える。
- ・ オンライン診療などは、このコロナの中で威力を発揮することが分かった。様々な議論はあると思うが、審議会での議論の中でよくもんでいただきたい。
- ・ オンライン診療について、対面との報酬の違いがその阻害要因となっているようであれば、その点の解消についても検討していくべきと考えている。
- ・ オンラインは特に山間地、過疎地域や脳卒中などで家にいなければならぬ場合には、大変良い武器。今回も接触をしないという意味でオンライン診療は大変高く評価され、使っている先生も多いので、これは進めねばならない。しかし、これはエマージェンシーにおいての対応。オンラインだけでは検査もできないし、救急のときの搬送もできない。そういうことにならないよう、評価については十分理解していただいた上で、十分対応してもらわねばならない。やはりオンラインの拠点はその患者さんの近くにあるべき。

(効率化・適正化を通じて、制度の安定性・持続可能性を高める視点)

- ・ 医療の効率化・適正化、医療資源の重点配分という趣旨もしっかりと書き込んでいただきたいと思う。
- ・ 方向の例として示されている項目が薬剤に関連した事項に限られているのは不十分ではないかと考えている。薬剤に限らず、入院医療や外来医療などについても効率化・適正化という視点が重要で、基本方針に盛り込むべきと考える。
- ・ コロナを直接診る、診ないは別にして、苦境にあえいでいる医療機関が多いことも理解した上で、いろいろな施策の具体的な方向性を示していただければと思う。持続可能な保険制度ということを貫くことはもちろんやぶさかではないが、疾病構造の変化も丁寧にお示しいただきながら、令和4年度の改定に向けてやっていただければと思っている。
- ・ やはり2025年から40年に向けて、高齢者増の割合よりも現役世代の急減が大きな社会的な問題になっていく等のマクロの状況や、適正化の手段も限られてくる中で、これから先の持続可能性について、中長期的、抜本的な議論がこの場において開始されることを期待したいと思う。

(その他)

- ・ 薬価については、イノベーションを牽引する重要な産業でもあることから、創薬力の強化の視点も盛り込むべきと考えている。
- ・ 改定の基本的視点と具体的方向性にイノベーションの評価、そして、医薬品の安定供

給の確保が必要と思う。安定確保医薬品に位置づけられた医薬品については、薬価制度上の措置の在り方についても議論が必要だと思う。

- ・ 今後、画期的な医療技術、新薬が遅滞なく医療現場に届けられるように、配慮していくべきではないかと思う。そのような意味で、イノベーションの適切な評価並びに安定供給という言葉が方向性に入ったほうがいいのではないか。
- ・ ワクチンや基本的な薬剤は国産で作っていただきたいといけないのではないか。薬がなくなると大変なことが起きるので、費用だけを優先して、とにかく安く作るということを考えると、いろいろなひずみが来る。
- ・ 敷地内薬局について、このような公費の使い方をするということは、國の方針、保険診療として適切でないことに、通常の給付を行うことになり、診療報酬の適正化だけではなく、給付のあり方、その是非を含めて検討すべきだと思う。
- ・ 医療事故を含めて、安全のために費用が要る。同時に、情報の開示とチェックが要る。第三者による評価をしていかないと、こういったものは完全にならないので、そういったことも今回の指針の中に入れていただきたいと思う。